

平成28年 3月29日

移動支援事業所 各位

相談支援事業所 各位

旭川市福祉保険部障害福祉課長

旭川市障害者移動支援事業に関する質疑応答集について

日頃より当市の福祉行政について、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当市障害者移動支援事業において、事業所の皆様から寄せられた問い合わせ事項などを踏まえ、今般、「旭川市障害者移動支援事業に関する質疑応答集」を別紙のとおり取りまとめましたので、各位において御承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、本件について御不明な点は、当課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

(連絡先)

担当 障害福祉課障害サービス係

電話 0166(25)9854

(別紙)

○利用者について・支援内容について

- Q1 要綱第6条第1項第1号にいう肢体に重度の障害がある者とは、どのような者をいうのか。
- A1 下肢又は体幹の機能障害に係る身体障害者手帳を保持している者であつて、その者が重度か否かについては身体障害者手帳申請時における診断書に記載された事項を基に総合的に判定している。
等級の目安としては、下肢又は体幹の機能障害について1級又は2級の手帳を保持している者が対象となる。
- Q2 外出先での支援において、利用者とともに食事を取って問題はないか。
- A2 利用者の希望であれば差し支えない。なお、食事の際に要する飲食代等の取扱いは、事前に利用者に説明し、了解を得ておくこと。
- Q3 利用者が介護保険第1号被保険者である場合、利用は可能か。
- A3 可能であるが、利用範囲は介護保険で給付されない部分のみとなり、余暇利用を中心としたものとなるので留意されたい。
- Q4 移送のみの支援は可能か。
- A4 移動支援は外出先における支援であるので、ハイヤー・タクシーの代わりとするのは厳に慎むこと。この場合は福祉タクシー・介護タクシー等の利用を検討すること。
- Q5 要綱第5条第2項において、「サービスの提供は、原則として障害者等の自宅から始め、当該障害者等の自宅を終えなければならない。」とされているが、自宅から始める必要がないとき、又は自宅を終える必要がない場合にあっては、自宅から支援を行わなければならないか。
- A5 目的地でのみ支援を要する場合はこの限りでない。自宅から目的地に到着するまでの支援を要しない場合(現地集合)又は目的地において支援を実施し、目的地を離れる時点より支援を要しない場合(現地解散)も、同様とする。
なお、この場合は請求時にその旨を明記すること。
- Q6 管理票には使用した時間として残時間を記載することとなっているが、その時間に端数が生じた場合であっても、そのまま記載して問題ないか。
- A6 支援時間に端数が生じている場合は、30分単位に切り上げて記載すること。(請求時間を記載する。)

Q7 利用者の要望により支給量を超過する見込みである場合の取扱い如何。
A7 事前に支給量を超過することが判明している場合は、支援実施前までに障害福祉課担当へ確認のこと。事後に超過が判明したものについては、その分の請求は認められない。

Q8 買物に係る支援は余暇活動に係る外出とすべきか、社会生活上必要不可欠な外出とすべきか。

A8 買物が外出目的である場合は、購入品目からそれぞれを判断されたい。なお、スーパーマーケット等において趣味性、嗜好性の高いものと、日常生活において必要と認められるものとをそれぞれ購入したため、支援時間を区切ることが適当でない場合においては、主たる購入品目から判断し、余暇活動又は社会生活上必要不可欠な外出として差し支えない。

○費用・報酬の請求について

Q9 支援ができない時間が生じたため、一時的に中抜けした場合の報酬はどのような取扱いとなるか。

A9 この場合は、中抜けした時間を控除した上で報酬を請求すること。請求時にあつては、中抜け時間を明示の上、中抜けする前後を通算した実質の支援時間での請求であることに留意すること。

Q10 報酬の請求日は翌月 10 日までとされているが、やむを得ない事情により請求できない場合の取扱いについて示されたい。

A10 事前に請求できないことが判明している場合は、障害福祉課担当へ電話連絡の上、指示を受けること。

Q11 要綱第 14 条第 3 項にいう必要経費等の取扱い如何。

A11 サービス提供にあたり別途発生する費用等については、平成 18 年 12 月 6 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に準じた取扱いとされたい。

なお、旅客自動車運送事業(道運法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業をいう。)又は自家用有償旅客運送(道運法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送をいう。)の許可又は登録を受けている事業者であつて、運賃、燃料代等を要する場合は、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の自動認可運賃等を参考とし、必要最低限の額に留めるよう配慮すること。